

第114号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成15年12月1日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の退職手当に関する条例（昭和50年足立区条例第15号）
の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「100分の150」を「100分の140」
に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に、「100分の230」
を「100分の210」に改め、同項第3号中「21年以上25年以下」
を「26年以上30年以下」に、「100分の240」を「100分の
200」に改め、同項第4号中「26年以上30年以下」を「31年以
上32年以下」に、「100分の200」を「100分の110」に改
め、同項第5号中「31年」を「33年」に、「100分の110」を
「100分の50」に改め、同条第2項中「62.7」を「59.2」
に改める。

第13条第4項中「第20条の5第1項」を「第26条第1項」に改
める。

付 則 (施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の足立区職員の退職手当に関する条例（以下
「改正後の条例」という。）第7条第1項及び第8条第1項の規定に
該当する者のうち、平成16年4月1日から平成17年3月31日ま
での間に退職したものの退職手当については、これらの規定にかかわ
らず、その者の退職の日における給料月額（改正後の条例第9条の2

に規定する者については、同条の規定により計算した額)に、付則別表の勤続期間の欄に掲げる区分ごとに、同表の支給率の欄に定める数を乗じて得た額とする。

付則別表

勤続期間	支給率
1年	1.45
2年	2.90
3年	4.35
4年	5.80
5年	7.25
6年	8.70
7年	10.15
8年	11.60
9年	13.05
10年	14.50
11年	16.70
12年	18.90
13年	21.10
14年	23.30
15年	25.50
16年	27.70
17年	29.90
18年	32.10
19年	34.30
20年	36.50
21年	38.75
22年	41.00
23年	43.25

24年	45.50
25年	47.75
26年	49.75
27年	51.75
28年	53.75
29年	55.75
30年	57.75
31年	58.85
32年	59.95
33年	60.45
34年	60.70
35年以上	60.95

(提案理由)

退職手当の最高支給率及び勤続期間ごとの支給率を引き下げる必要があるので、この条例案を提出いたします。